

奨 学 金 規 定

- 第一条 この規定は、姫路医療生活協同組合（以下医療生協という）が医療従事者・介護従事者等の充足、永年勤続、安定化を期するために、医療生協に勤務する職員及び今後就労することを希望する者に応じて、専門教育を受けるための経済援助を行うものである。
- 第二条 この規定の対象者は、看護師・准看護師・薬剤師・検査技師・放射線技師・セラピスト等をいう。
- 第三条 この規定に基づく奨学金は、返済義務を負うものとする。返済方法については、双方と協議し決定する。
- 第四条 この奨学金の貸与者は、その目的たる資格取得後、それぞれの貸与期間以上、医療生協の事業所に勤務した場合は返済を免除する。
看護師の場合は、奨学金貸与総額を4万円で割った月数（割り切れない場合は繰上げる）を医療生協で勤務した場合は返済を免除する。
- 第五条 奨学生は、3カ月に1度は所属長に就学状況を報告しなければならない。
2.奨学生は医療生協が実施する奨学生懇談会に参加しなければならない。
3.住居等連絡先が変更した場合は速やかに報告しなければならない。
- 第六条 この規定にもとづく奨学金は、以下に定める場合は貸与奨学金を全額返済しなければならない。
1. 奨学生であって、その奨学金を貸与することが不相当と認めたとき。
2. 卒業後、諸事情により医療生協事業所に就職できないとき。

2) 奨学金貸与期間を勤務しないで退職した場合は、別途「細則」の定めるところに基づき返済する。
- 第七条 この規定による貸与を希望者は、この規定を承認し、第八条に定められた所定の手続きを医療生協に申し込まなくてはならない。
- 第八条 奨学金貸与の申込は、次の書類を提出しなければならない。
1. 申込書及び保証人の保証
2. 履歴書・在学証明書
3. その他医療生協が認めたもの
- 第九条 奨学生及び奨学金の決定は理事会で決定する。
- 第十条 奨学金の月額額は別表のとおりとする。
- 第十一条 奨学金貸与期間は在学期間もしくは所要期間とする。

第十二条 奨学金は、月額を基準とし毎月 10 日にその月の分を本人口座に振り込む。

第十三条 学校への委託(養成)費の性格を持つ協力金については、その内容を検討の上医療生協で負担する。

第十四条 この規定に定めない事項は常任理事会が決定する。

第十五条 この規定の改廃は理事会で行う。

付記

この規定は 1990 年 7 月 21 日より実施する。

2012 年 2 月 1 日 改訂

【別表】

奨学金

看護師	月額	60,000 円又は 40,000 円
薬剤師・放射線技師・検査技師	月額	40,000 円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	月額	40,000 円
准看護師	月額	23,400 円
看護学生実習中（勤続 4 年以上）	月額	50,000 円

細則「奨学金の返済及び貸与について」

1. 奨学金返済義務の消滅要件について

奨学金貸与が目的とした資格を取得し医療生協の事業所正職員として勤務し、奨学金貸与期間と同じ期間勤務した場合は、奨学金の返済義務を免除する。

2. 貸与期間を勤務しないで退職した場合は次の通り返済する。

- ・勤務期間が貸与年数の半分未満の場合 全額返済
 - ・勤務期間が貸与年数の 3/4 未満の場合 2/3 返済
 - ・勤続期間が貸与年数の 3/4 以上の場合 1/3 返済
- 端数は切り上げる

但し、看護師は、貸与月数から勤務期間の月数を控除した月数分を返還するものとする。

3. それぞれの資格が卒業後 2 年以内に取得できない場合は、全額返済する。

4. 肩替り奨学金の貸与期間算定について

他から貸与した奨学金を医療生協が肩替りで支払った場合は、その奨学金を貸与された期間とする